1 趣旨

宮城県農山漁村発イノベーションサポートセンター(以下「サポートセンター」という。)では、6次産業化を含む農山漁村発イノベーションに取り組む事業者等に対し農山漁村発イノベーション地域プランナー(民間専門家)(以下「地域プランナー」という。)を派遣し、農山漁村発イノベーションの取組を含む経営全体の付加価値額(経常利益+人件費+減価償却費の合計金額をいう。)を増加するための経営や組織運営の改善方策等(以下「経営改善戦略」という。)の作成及び実行を支援します。

※農山漁村発イノベーションとは?

これまでは、1次産業である農林漁業と、2次産業・3次産業との総合的かつ一体的な連携の推進を図る6次産業化の推進に取り組んできました。今後は、6次産業化を発展させ、農林水産物に加えて地域の文化・歴史や森林、景観などの多様な地域資源を活用し、農林漁業者はもちろん地元の企業なども含めた多様な主体の参画により、新事業や付加価値を創出し、所得と雇用機会を確保するなど、農山漁村の地域活性化を図るものです。※サポートセンターの概要について

農山漁村発イノベーションの取組を支援するため、各都道府県に設置される相談窓口です。県の委託業務により、令和6年度は株式会社タナベコンサルティングがサポートセンター業務を行います。

2 支援対象候補者の資格要件

本事業による支援の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とします。

- (1) 宮城県の農山漁村の地域資源(農林水産物を含む)を活用し農山漁村発イノベーションに取り組んでいる者、又は、取り組もうとする者であって、自らの現状と課題の把握と将来の目標が明確であり、サポートセンター及び地域プランナーの支援項目に対し主体的に取り組む意欲のある者。
- (2) 支援実施年度から目標年度(3年後から5年後までの年度において設定)までの経営 改善目標を自ら掲げる者。
- (3) 原則として、対象者は県内に本社又は事業所を有する法人とする。ただし、付加価値額 を算出することが可能な会計を実施している場合は、個人、任意団体についても対象と する。
- (4) 支援実施年度から目標年度の翌年度までの間、毎年、その結果を経営状況報告書(別記様式3-1及び3-2)にまとめ、県農政部農山漁村なりわい課(以下、「農山漁村なりわい課」という。)に提出することに同意する者であること。
- (5) 支援に必要な経営資料(財務諸表等)の提供が可能であること。
- (6) 県税の未納がない者であること。

3 支援内容

支援対象者が目標とする農山漁村発イノベーションの取組に向け、サポートセンターが地域プランナーを派遣して、以下の(1)~(5)の助言・指導を行いながら支援対象者の経営改善戦略の作成・実践を支援します。地域プランナーの派遣回数は10回程度としますが、選定される支援対象者の人数、必要とする支援内容によっては回数が変動することもあります。

- (1) 現状の課題整理及び農山漁村発イノベーションの取組に向けたビジョン策定
- (2) 農山漁村発イノベーションの取組に係る生産性向上のための改善策
- (3) 農山漁村発イノベーションに係るマーケティング戦略分野の課題整理
- (4) 人材育成、知的財産管理、食品衛生管理等の各種専門分野の課題整理
- (5) 経営改善戦略のための目標年度までの年次計画策定

4 支援対象者数

4 者程度

5 支援期間(予定)

令和6年8月から令和7年2月まで

6 経費負担

支援対象者において、地域プランナー等の派遣に係る経費負担はありません。ただし、その他に経営改善に係る必要経費については、支援対象者の負担となります。

7 申請書類

(1) 提出を要する申請書類

以下の申請書類をサポートセンター宛て、電子メール又は郵送により提出してください。 ただし、電子メールで提出する場合でも、⑤の県納税証明書は郵送してください。

- ① 宮城県農山漁村発イノベーションサポート事業申請書(別紙様式第1-1号)
- ② 申込者調書(別紙様式第1-2号)
- ③ 誓約書 (別紙様式第2号)
- ④ 添付資料
- イ 法人の場合
 - (イ) 定款の写し
 - (ロ) 直近3期分の決算報告書の写し
- ロ 個人の場合

直近3年分の決算報告書又は所得税の確定申告書等の写し

- ハ 任意団体の場合
 - (イ) 組織の代表者、出資金、規約等のわかる書類
 - (ロ) 経理の一元化を行っていることのわかる書類
 - (ハ) 構成員に課税されている場合には、直近3か年分の各構成員の所得税の確定申告

書等の写し。団体に課税されている場合には、直近3期分の決算報告書の写し

- ⑤ 納税証明書(納期限が到来した全ての県税に未納がない旨の証明を県が指示する日までに提出のこと)
- (2) 申請書類の提出に当たっての注意事項
 - ① 申請書類は、様式に沿って作成してください。
 - ② 申請書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担となります。
 - ③ 提出後の申請書類については、決定、不決定に関わらず返却はいたしませんので、了 承願います。
 - ④ 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には 無断で使用いたしません。
- (3) 支援後に提出する資料

支援経営状況報告書(別紙様式第3-1号)及び経営改善状況調書(別紙様式第3-2号)を各決算期終了後の3ヶ月以内に農山漁村なりわい課へ提出すること。

8 選定方法及び募集期間

(1) 申請書提出から面談まで

【申請書の提出】

まず、以下の申請書類を作成し、サポートセンターへ 右の期間内に提出してください。

- ① 宮城県農山漁村発イノベーションサポート事業申請書 (別紙様式第1-1号)
- ② 申込者調書(別紙様式第1-2号)
- ③ 誓約書 (別紙様式第2号)

【募集期間】 令和6年6月24日(月)

から



【面談等の実施】

提出された申請書類について、サポートセンターが 記載内容を確認。その後、農山漁村発イノベーションの 効果が見込まれるかヒアリング等により確認をします。

【実施日】

申請書類の提出後、申込 者とサポートセンターの 都合が一致する日



【添付書類の提出】

ヒアリング等により効果が見込まれる場合、県の 地域支援検証委員会へ諮りますので以下の申請書類を 提出してください。

- ④ 添付書類
- ⑤ 納税証明書

【提出期限】

県が指示する日付まで

(2) 地域支援検証委員会の審査

支援対象者を決定するため、農山漁村なりわい課が別に定めるところにより設置する地域支援検証委員会を開催し、審査をします。

(3) 審査の主な基準

次に掲げる評価項目・評価事項について総合的に判断し、決定します。

イ 事業計画内容の妥当性

- (イ) 事業の内容・目的がある程度具体性があるか。
- (1) 経営規模に見合った事業規模となっているか。
- ロ 事業実施の確実性
 - (イ) 事業計画の遂行に十分な意欲や能力があるか。
 - (ロ) 将来ビジョンや目指す数値目標が明確であるか。
 - (ハ) 財務状況等は、事業遂行に当たって問題ないか。
 - (二) 団体又は他の事業者との連携により事業を実施する場合、役割分担は妥当か。
 - (ホ) 事業実施における課題、改善案を明確に認識しているか。

ハ 事業の収益性

(イ) 事業計画上、付加価値額の増加が見込めるか。

(4) 審査結果

支援対象候補者の審査後、申請者全員に対して、速やかに決定又は不決定の結果を通知します。

9 申請書類の提出先

宮城県農山漁村発イノベーションサポートセンター

(株式会社タナベコンサルティング 内)

所在地:〒980-0811 仙台市青葉区一番町一丁目9番1号

仙台トラストタワー15階

電話番号:022-262-1873

ファクシミリ番号:022-267-3093

E-mail: tohoku@tanabeconsulting.co.jp

10 事業全般に係る問い合わせ先

宮城県農政部 農山漁村なりわい課 6次産業化支援班

所在地:〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 県庁行政庁舎10階

電話番号:022-211-2242

ファクシミリ番号:022-211-2416

E -mail: nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp